

二 公社が行う法第四十九条第一項各号に掲げる基準に適合する賃貸住宅の整備であつて既存の住宅等の改良によるものについては、その整備に要する費用のうち加齢対応構造等及び共同住宅の公用部分等に係る費用に対しても地方公共団体が補助する額（その額が整備に要する費用のうち加齢対応構造等及び共同住宅の公用部分等に係る費用の三分の二に相当する額を超える場合においては、当該三分の一に相当する額）に二分の一を乗じて得た額

三 第二条に規定する入居者に係る家賃の減額については、その減額に要する費用に対して地方公共団体が補助する額（減額前の家賃の額から同条に規定する国土交通大臣が定めるところにより算定した額を控除した額を限度とする。）に二分の一を乗じて得た額

（公団が行う賃貸住宅の整備に要する費用に係る国の補助）

第九条 法第五十三条第一項の規定による国公团に対する補助金の額は、次に掲げる額とする。

一 公团が行う法第五十三条第一項各号に掲げる基準に適合する賃貸住宅の整備であつて既存の住宅等の改良によるものについては、その建設に要する費用の額に六分の一を乗じて得た額

二 公团が行う法第五十三条第一項各号に掲げる基準に適合する賃貸住宅の建設について既存の住宅等の改良によるものについては、その整備に要する費用のうち加齢対応構造等及び共同住宅の公用部分等に係る費用の額に二分の一を乗じて得た額

（公团が行う賃貸住宅の家賃の減額に要する費用に係る国の補助）

第十条 法第五十三条第二項の規定による国公团に対する補助金の額は、第二条に規定する入居者に係る家賃の減額に要する費用の額（減額前の家賃の額から同条に規定する国土交通大臣が定めるところにより算定した額を控除した額を限度とする。）に二分の一を乗じて得た額とする。

（施行期日）

附 則

一 この政令は、法の施行の日（平成十三年八月五日）から施行する。

（住宅金融公庫法施行令の一部改正）

七住宅金融公庫法施行令（昭和三十二年政令第七十号）の一部を次のように改正する。

第十七条の三第一項の表三の項中「及び産業労働者住宅資金金融通法（昭和二十八年法律第六十三条号）第七条第一項の規定による貸付金」を「産業労働者住宅資金金融通法（昭和二十八年法律第六十三号）第七条第一項の規定による貸付金」と改める。
（平成十三年法律第二十六号）第四十四条第二項の規定による貸付金に改める。

冲縄振興開発金融公庫法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

財務大臣 塩川正十郎
国土交通大臣 林 寛子
内閣総理大臣臨時代理
國務大臣 福田 康夫
國務大臣 福田 康夫

御名 御璽

平成十三年七月二十三日

内閣は、沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条第一項第三号へ、第三十五条第一項及び第三十七条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

沖縄振興開発金融公庫法施行令（昭和四十七年政令第八百八十六号）の一部を次のように改正する。目次中「第十二条」を「第十二条」に改める。

第一条の二第一項中「第十号」を「第十一号」に改め、同項第二号口中「第十条第一項において同じ。」を削り、同号ハ中「第十条第一項及び第二项」を「第十条第三項及び第四項」に改め、同項第三号口中「第十条第一項において」を「以下單に」に改め、同項中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の二を加える。

十 沖縄において高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第三十条第一項の認定を受けた者同法第三十四条に規定する高齢者向け優良賃貸住宅に改良するための既存住宅の購入に必要な資金

第十条第一項を次のように改める。
法第三十五条第一項に規定する政令で定める
資金で住宅金融公庫法第三十五条第一項から第
三項までの規定の準用に係るものは、第一条の
二第一項第十号に掲げる資金とし、法第三十五
条第一項に規定する政令で定める者は、同号に
掲げる者とする。

第十条第三項を第五項とし、第二項を第四項
とし、第一項の次に次の二項を加える。
法第三十五条第一項に規定する政令で定める
資金で住宅金融公庫法第三十五条の二第一項、
第二項及び第四項の規定の準用に係るものは、
第二項を加える。

第一条の二第一項第二号イに掲げる資金の
うち、住宅の建設に付隨して新たに土地又は
借地権の取得を必要とする場合における当該
土地又は借地権の取得に必要な資金

二 第一条の二第一項第三号に掲げる資金（新
住宅市街地開発事業に係るものを除く。）

法第三十五条第一項に規定する政令で定める
資金で住宅金融公庫法第三十五条の三の規定の
準用に係るものは、次に掲げる資金とする。

一 第一条の二第一項第二号に掲げる資金のう
ち、幼稚園等の建設に付隨して新たに土地若
しくは借地権の取得を必要とする場合における
当該土地若しくは借地権の取得に必要な資
金、関連利便施設の建設に必要な資金（関連
利便施設の建設に付隨する土地又は借地権の
取得に必要な資金を含む。）又は関連公共施設
の整備に必要な資金

二 第一条の二第一項第三号に掲げる資金のう
ち、同号ロに規定する新住宅市街地開発事業
に準ずる主務省令で定める事業に係る関連利
便施設の建設に必要な資金（関連利便施設の
建設に付隨する土地若しくは借地権の取得及
び土地の造成又は土地の造成に必要な資金を
含む。次項において同じ。）又は関連公共施設
の整備に必要な資金

（法第三十七条第一項の政令で定める者）

第十一條 法第三十七条第一項に規定する政令で
改め、同条を第十二条とし、第十条の次に次の
一条を加える。

附 則

内閣総理大臣臨時代理 国務大臣 福田 康夫 財務大臣 塩川正十郎

条 約

この政令は、平成十三年八月五日から施行する。

国際移動通信衛星機構（インマルサット）に関する条約の改正をここに公布する。

平成十三年七月二十三日

御名 御璽

内閣総理大臣臨時代理 国務大臣 福田 康夫

条約第八号

国際移動通信衛星機構（インマルサット）に関する条約の改正

する条約の一部を次のように改正する。

この条約の題名中（インマルサット）を削る。

前文の第三段落及び第四段落を削る。

前文の第五段落を次のように改め、同段落を第三段落とする。

このため、利用し得る最も進歩した適当な宇宙技術により、すべての国の電気通信の利用者の利益のために、無線周波数スペクトル及び衛星軌道の最も能率的かつ公平な使用に適合したできる限り能率的かつ経済的な施設を引き続き提供することを決意し、

前文の第六段落及び第七段落を削る。

前文に第四段落から第九段落までとして次の六段落を加える。